明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**五二四～五二六）　一

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**五二七）　四

○自動車の共通構造部の型式を指定した件（**国土交通**一〇三〇）

○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（**同**一〇三一、一〇三二）

○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**一〇三三～一〇四八）

○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**一〇四九～一〇五七）　六

○自動車の装置の型式を指定した件（**同**一〇五八～一一〇三）　七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一六

特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会入札、税理士登録者関係　一六

地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二及び法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　一六

会社その他
会社決算公告　一六

告示

○法務省告示第五百二十四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月十六日

法務大臣　上川　陽子